



本制度では、当社及び当社子会社が、対象従業員に対して譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を支給し、対象従業員は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式の処分を受けます。

以 上